



平成 20 年 12 月 10 日

各 位

会 社 名 ア ヲ ハ タ 株 式 会 社  
代表者名 取締役社長 福 山 二 郎  
(コード番号 2830 東証第2部)  
問合せ先 取締役経営推進本部長 野澤栄一  
T E L (0846) 26-0111

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 12 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 1 月 28 日開催予定の第 60 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」という。)附則第 6 条の定めにより、当社は株券の電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされます。このため、現行定款第 7 条(株券の発行)および第 8 条第 2 項(単元未満株券の不発行)の規定は不要となりますので、これを削除し、その他条数の繰上げ、条文の形式的な整備を行うとともに、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) <u>第 7 条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) <u>第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。</u> <u>2. 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	(単元株式数) 第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利	(単元未満株式についての権利) 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利
第10条 (条文省略)  (株主名簿管理人) 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。 3. 当会社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u> 、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿 <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u> に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	第9条 (現行どおり)  (株主名簿管理人) 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
(株式取扱規程) 第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第13条～第36条 (条文省略)  (剩余金の配当) 第37条 当会社は、株主総会の決議により、毎年10月31日現在の株主名簿に記	第12条～第35条 (現行どおり)  (剩余金の配当) 第36条 当会社は、株主総会の決議により、毎年10月31日現在の株主名簿に記

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年4月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第38条～第39条（条文省略）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年4月30日現在の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第37条～第38条（現行どおり）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年1月28日（水）

定款変更の効力発生日 平成21年1月28日（水）

ただし、決済合理化法第6条第1項のみなし定款変更の効力発生日は、平成21年1月5日（月）であります。

以 上